

平成21年7月31日

各 位

中央三井トラスト・ホールディング株式会社
中央三井信託銀行株式会社

変額個人年金保険新商品「Ensuite plus（アンスイート プラス）」の取扱開始について

中央三井信託銀行は、平成21年8月3日（月）より全支店・出張所にて変額個人年金保険新商品「Ensuite plus（アンスイート プラス（正式名称：変額個人年金保険（09）終身D3型）」（引受保険会社：アクサ フィナンシャル生命保険株式会社）の取扱いを開始いたします。

「Ensuite plus（アンスイート プラス）」は、お客様の「より確実に将来の年金資金を確保したい」とのニーズにお応えできるよう、運用が思わしくないときでも、毎年確実に年金額の算出基準となる受取総額保証金額が一時払保険料に対して年2.5%（単利）ずつ増加する機能（2.5%ロールアップ保証機能^{※1}）と、運用が良好なときに、さらに受取総額保証金額が毎年1回増加する可能性のある機能（ラチェット保証機能^{※2}）とを併せ持った変額個人年金保険です。

※1 ロールアップ保証機能により受取総額保証金額（ロールアップ保証金額）が増加するのは、積立（運用）期間中のみで最長10年です。従って、積立（運用）期間10年以上の場合、一時払保険料（元本）の125%が受取総額として最低保証されます。

※2 ラチェット保証機能は、積立（運用）期間中だけでなく、年金支払期間中も継続します。なお、ラチェット保証機能により増加し、確定した受取総額保証金額（ラチェット保証金額）は減少することはありません。

また、「Ensuite plus（アンスイート プラス）」は、積立（運用）期間を1～26年の年単位で自由に設定でき、積立（運用）期間満了後も特別勘定での運用を継続しつつ、受取総額保証金額の3%を終身年金としてお受け取りいただけます。積立（運用）期間中に被保険者がお亡くなりになった場合は、死亡給付金として「ロールアップ保証金額」、「ラチェット保証金額」、「積立金額」のうち最も大きい金額が最低保証されるなど、お客様の「すぐにずっと受取りたい」「大切なご家族のために確実に資産を遺したい」というニーズにもお応えする商品であり、特に退職時期を迎えられる『団塊の世代』の方々の「豊かなシニアライフに向けた資金準備ニーズ」に対応できる商品です。

「Ensuite plus（アンスイート プラス）」の商品概要につきましては別紙1を、ご留意いただきたい事項につきましては別紙2をご参照ください。

当社では、今後とも商品ラインアップの強化を図り、当社の強みである資産運用コンサルティング力をもとに個人のお客様に対する高品質な商品・サービスの提案を推進し、お客様のニーズにきめ細かく対応してまいります。

以 上

商品概要（変額個人年金保険「Ensuite plus（アンスウィート プラス）」）

項目		内容
全般	被保険者加入時年齢	50歳～75歳（満年齢）
	基本保険金額 （一時払保険料）	200万円以上5億円以下（1万円単位）
	受取総額保証金額	ロールアップ保証金額、ラチェット保証金額、積立金額のうち最も大きい金額 「ロールアップ保証金額」：運用実績にかかわらず、基本保険金額（一時払保険料）に対して年2.5%（単利）で増加し、確定した受取総額保証金額をロールアップ保証金額といいます。 「ラチェット保証金額」：運用実績に応じて、毎年1回、さらに受取総額保証金額が増加するチャンスがあります。この機能により増加し確定した受取総額保証金額をラチェット保証金額といいます。
	クーリング・オフ制	ご契約の申込日または一時払保険料充当金がアクサ フィナンシャル生命の口座に着金した日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しします。
運用	積立（運用）期間	1年～26年（年単位）
	特別勘定	特別勘定名 アロケーション20（09）C 投資配分 日本株式10%、米国株式5%、欧州株式5%、日本債券80% 投資信託の委託会社 アライアンス・バーンスタイン株式会社
	特別勘定繰入日	アクサ フィナンシャル生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日、または契約日からその日を含めて8日目（その日が休業日にあたる場合は翌営業日）のいずれか遅い日になります。 ※当該日に、一時払保険料から契約初期費用（5.0%）を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。
	増額 解約	お取り扱いできません 全部解約または一部解約可能（3万円以上）
年金	年金種類	特別勘定終身年金
	年金受取期間	終身
	年金額	受取総額保証金額の3.0%
	年金分割支払	年金を分割で受取可能（2ヵ月毎、3ヵ月毎、6ヵ月毎から年金受取開始前に選択）＜但し、最低金額は1回の支払あたり15,000円＞
	年金支払開始日の変更 年金の種類の変更	お取り扱いできません 所定の条件で一般勘定で運用する年金（確定年金〔年金支払期間：5～40年間〕、保証期間付終身年金、保証期間付夫婦連生終身年金、一時金付終身年金）を選択することも可能です。この場合、年金受取累計額に最低保証はなくなります。
死亡保障	死亡保険金	「ロールアップ保証金額」、「ラチェット保証金額」、「積立金額」のうち最も大きい金額
	災害死亡保険金額	基本保険金額の10%
	死亡一時金	受取総額保証金額から既払年金累計額を控除した額と、死亡時の積立金額の大きい方の金額
	年金支払特約	5・10・15・20・25・30・36年の確定年金より選択
諸費用	契約初期費用	一時払保険料に対して5.0%
	保険関係費用	特別勘定の積立金額に対して年率2.95%
	運用関係費用	投資信託の純資産総額に対して年率0.2205%程度（税抜年率0.21%程度）
	解約控除	なし
	年金管理費	年金額に対して1.0%

ご留意事項について

【投資リスクについて】

- この保険は、積立金額および年金額等が特別勘定資産の運用実績に応じて変動（増減）するしくみの変額個人年金保険です。
- 特別勘定資産の運用は、投資信託を利用して国内外の株式および円貨建ての公社債等で行っており、株式および公社債等の価格変動と為替変動等にもなる投資リスクがあります。
- 特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、このリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。
- 運用実績によっては、ご契約を解約した場合の解約返戻金額等が一時払保険料を下回る場合があります。
- 特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ フィナンシャル生命、アクサ フィナンシャル生命の募集代理店および第三者が、ご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

【お客様にご負担いただく費用について】

この保険では「契約初期費」「保険関係費」「運用関係費」の合計額をご負担いただきます。

一般勘定で運用する年金をご選択の場合、他に「年金管理費」をご負担いただきます。

- 積立（運用）期間中および特別勘定終身年金の支払期間中
契約初期費：一時払保険料に対して5.0%
保険関係費：特別勘定の積立金額に対して年率2.95%
運用関係費：投資信託の純資産総額に対して年率0.2205%程度（税抜0.21%程度）※1
- 一般勘定年金の支払期間中（一般勘定で運用する年金に変更された場合）
年金管理費：年金額に対して1.0%※2

※1 運用関係費は、運用手法の変更・運用資産総額の変動等の理由により、将来変更になる可能性があります。

※2 年金管理費は、将来変更になる可能性があります。

* 運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、お客様にご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の諸費用がかかりますが、これらの費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用関係費は、運用手法の変更・運用資産総額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

【ご注意いただきたい事項】

- 受取総額保証金額が最低保証されるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限られます。
- 積立（運用）期間中にご契約を解約する場合や年金の一括支払の場合、また、特別勘定終身年金以外の受取方法で年金をお受け取りいただく場合には、受取総額保証金額ではなく積立金額を基

準とした受取額となるため、一時払保険料を下回る場合があります（最低保証はありません）。

- 個人年金保険は生命保険商品であり、預金ではありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象にはなりません。元本の保証はありません。
- 本保険商品のお申し込みの有無が、当社におけるお客様の他のお取り引きに影響を与えることはありません。
- 中央三井信託銀行は、お客様と引受保険会社との保険契約締結の媒介を行いますが、保険契約の引受や保険金等の支払は、引受保険会社が行います。
- 保険商品のご購入の検討にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」をご契約前に十分にお読みいただき、内容をご理解ください。また、ご契約時には「商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」等を必ずご覧ください。
- 詳しくは、個人年金保険の販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。